

他学区就学の手続きについて（お知らせ）

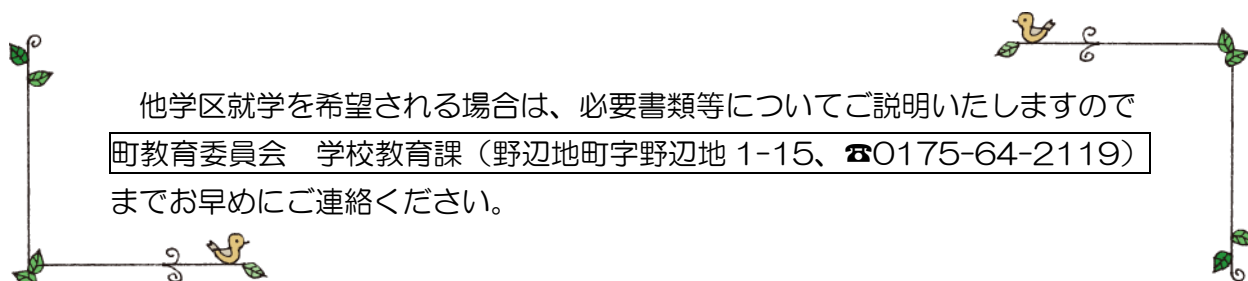
児童生徒の就学する学校については、「野辺地町立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則」により、児童生徒の住所に基づいて以下のとおり指定されています。

【別表第1（第2条関係）】

小中学校通学区域

学 校 名	通学区域（行政区名）
野辺地小学校	駅前一区、駅前二区、枇杷野、琵琶野、鳴沢、松ノ木平、川目 下町一区、下町二区、本町、城内、上袋町、中袋町、えぼし
若葉小学校	金沢町、下袋町、新道、浜町、八幡町、新町、木明、明前、有戸 蟹田、目ノ越、馬門一区、馬門二区
野辺地中学校	野辺地町全域

やむを得ない事情（共働きで帰宅後に面倒を見る人がいない、兄や姉が就学している学校に通わせたい等）により、現在居住している学区外の学校に通わせたい場合は、教育委員会へ「他学区就学」の申請が必要になります。（許可基準については裏面をご覧ください。）



※申請内容によっては、他学区就学を認めない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※町外に転出する予定のある方や町外の学校に入学する予定のある方は、上記の連絡先及び転出先・入学先の教育委員会へご連絡いただきますようお願いいたします。

裏面あり

別表第2（第4条関係）

他学区就学許可基準

	理由	内容	添付書類
1	住居に関する理由	◇転居後引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	
		◇住宅の新築・増築等により、概ね1年以内に転居予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転居予定地を通学区域とする学校を希望する場合	◇住民票謄本 ◇建築確認申請書の写し ◇工事請負契約書の写し等 ◇賃貸借契約書の写し等 ◇売買契約書の写し
2	家庭に関する理由	◇保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、父母の勤務先や祖父母宅等で保護者が帰宅するまで過ごすことを常態としている等、下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合	◇保護者の就労証明書等 ◇預かる者の承諾書等
		◇家庭の事情により、住民票の異動が困難であるが、実際に居住している通学区域の学校へ通学を希望する場合	◇居住を証明するもの ◇民生委員の意見書等
		◇本人の兄弟姉妹が就学している学校を希望する場合	◇兄弟等の在学証明書
3	身体的理由	◇心身の障害や疾患、長期通院等の事由により、通学・通院等の利便性を考慮する必要があると認められる場合	◇医師の診断書及び校長の意見書等
4	教育的配慮	◇指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある学校を希望する場合 ◇「いじめ」「不登校」等により、指定校への通学について考慮する必要があると認められる場合 ◇通学区域の学校に就学することが、地理的条件からみて困難である又は通学距離・交通の利便性等を勘案すべきと認められる場合	◇事実のわかる書類等
5	その他	◇前各項に掲げられるもののほか、特に指定校変更を必要とする相当の理由があると認められる場合	◇校長の意見書等教育委員会が求める書類